

SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金>

愛称：jrevive<DC年金>

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

- ・中小型割安成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
- ・株価が下落して過小評価された銘柄から、財務安定性に優れ、収益の回復による株価上昇余地が高く、回復によってわが国の経済社会に貢献すると考えられる企業の株式に厳選投資します。
- ・組入れ銘柄の選定は徹底した企業訪問に基づく厳選投資を基本とし、a. 株価水準、b. 財務安定性、c. 短期業績の安定性と明確かつ妥当性のある中長期経営戦略、d. 企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断します。
- ・エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資に関する助言を受けて運用します。

2. 主要投資対象

- ・中小型割安成長株・マザーファンド受益証券（マザーファンドは、わが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式を主要投資対象とします。）

3. 主な投資制限

- ・マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。等

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2016年4月21日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。

8. 決算日

毎年4月10日
（ただし、休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

純資産総額に対して年1.65%（税抜：年1.5%）
<内訳>
委託会社 年0.946%（税抜：年0.86%）
販売会社 年0.649%（税抜：年0.59%）
受託会社 年0.055%（税抜：年0.05%）

10. 信託報酬以外のコスト

- ・組入有価証券の売買委託手数料、立替金の利息等ファンドから都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- ・法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了の時に支払われます。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込み価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

15. 信託財産留保額

基準価額の0.3%

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法にかかる情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金> 愛称：jrevive<DC年金>

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

16. 収益分配

・年1回の決算日（原則として4月10日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。

※運用実績によっては収益分配を行わないことがあります。

※収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込み不可日等

・金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込・解約申込受付を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

・確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19. 損失の可能性

・基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

・投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

21. 持ち分の計算方法

解約価額×保有口数

※解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

SBIアセットマネジメント株式会社

(信託財産の運用指図、受益証券の発行等を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

・本ファンドは、マザーファンドを通じて主に国内株式に投資を行います。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

【価格変動リスク】

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

【流動性リスク】

株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【信用リスク】

投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ<DC年金>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法にかかる情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。